

新規登録弁護士研修について

東京弁護士会では、平成12年10月以降の新規登録会員から、義務化された新規登録弁護士研修を実施しております。そのため、新規登録会員には受講義務が、新規登録会員を雇用する会員には受講に協力する義務が課せられています。

新規登録弁護士研修には、受講義務のある研修が複数あり、所定の期間内にその研修を全て受講することにより、受講義務を履行したことになります。受講義務となっている研修は、研修の種別と入会時期により実施する時期が異なります。受講義務のある研修とスケジュールについては以下の通りです。

1. 集合研修

弁護士登録直後に2日間にわたり受講いただく研修です。カリキュラムは、日本弁護士連合会が定めたガイドラインに基づき、策定しています。

◆集合研修の受講方法（入会する時期により受講方法が異なります）

まず、2017年12月14日の一斉登録で入会される方、2018年1月に当会へ入会予定の方（当会に入会書類を2018年1月12日まで（必着）に提出している方）については、2018年1月16日（火）・17日（水）の2日間にわたり実施される集合研修に2日間とも必ずご参加ください。

次に、2018年2月以降に入会される方は、同年1月に実施した集合研修の模様を収録したDVDを視聴していただきます。視聴方法は、DVDの上映会への参加、もしくは弁護士会館7階の図書館での視聴になります。DVDの上映は入会時期に併せて実施しています。原則、DVD上映会にご参加いただき、日程に差し支えがある場合は、図書館での視聴となります。図書館での視聴となる場合は、事前に東京弁護士会業務課までご連絡いただき、視聴希望を申し出てください（視聴ブースの空き状況によっては、視聴開始時刻や視聴場所が変更となることがあります）。

（連絡先：東京弁護士会業務課 TEL：03-3581-3332）

◆集合研修の実施日（入会する時期により受講時期が異なります）

①2017年12月14日一斉登録～2018年1月に入会予定の方

実施日：2018年1月16日（火）・17日（水）

時間帯：両日とも13時～17時

場 所：弁護士会館2階講堂クレオ（受付開始：12時～）

※集合研修については、2018年1月12日（金）時点で、当会に入会書類が提出（書類必着）されている場合、入会予定者の方も受講することができます。

②2018年2月～3月に入会予定の方

実施日：2018年4月3日（火）、4日（水）

時間帯：両日とも10時～15時（予定）※12時～13時は休憩

場 所：弁護士会館5階502A B C D E F会議室（受付開始：9時30分～）

③ 2018年4月～11月頃までに入会予定の方
弁護士会館7階の図書館にて個別でDVDを視聴していただきます。

2. 倫理研修

本研修は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）及び東京弁護士会（以下「当会」といいます。）で受講が義務付けられた研修です（日弁連「倫理研修規則2条」、当会「東京弁護士会倫理研修規則2条」）。

研修方法は、バズセッション方式と呼ばれているもので、民事・刑事をテーマにした各1問の設問に基づいて、合計3時間にわたって、受講者が、自由闊達に意見を述べ合い、弁護士倫理の研鑽に努めています。

◆実施時期

① 2017年12月14日の一斉登録から2018年3月までに入会される方
2017年3月5日（月）、3月20日（火）に実施される研修のどちらかに参加いただきます。※期日が近づきましたら、個別に日程等のご案内をいたします。

② 2018年4月以降に入会される方
2019年3月実施（予定）の倫理研修を受講していただきます。

3. 一般法律相談研修

法律相談研修は、指導担当弁護士の監督のもと、法律相談における臨機応変な対応を身につけるための研修です。実務研修として一般法律相談研修1回を、新宿総合法律相談センター、霞が関法律相談センター又は知り合いの先輩弁護士が執務する法律相談センターに同行して受けていただくこととなります。一般法律相談研修の受講には事前に集合研修を受講済みであることが必要となります。

◆実施時期

法律相談研修は、個別での実地研修となりますので、日程は個人により異なります。
2017年12月14日の一斉登録～2018年1月中に当会に入会される方については、2018年1月に実施される集合研修で個別の日程をお知らせいたしますが、2018年2月以降に入会される方におかれましては、集合研修受講後に法律相談課から日程をお知らせします。

*問い合わせ先：東京弁護士会 法律相談課 TEL:03-3581-2206

4. クラス別研修

基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の涵養、新規登録弁護士会員同士が知合う機会を確保し、業務の情報交換や弁護士会の活動・制度に関する理解・関心を高めるため、クラス別の研修制度（全7回）を実施します。定められたカリキュラムを20名前後にクラス分けされたクラスごとにゼミ形式で実施するものです。

各クラスには、5年から10年の弁護士経験年数を有する当会会員がクラス担任として、また11年以上の弁護士経験を有する当会会員が副担任（相談役）として配置され、ゼミ運営を援助します。

本研修は、全7回の講義を通じて受講することにより、基礎的な実務スキルとマインド（弁護士としての使命）を涵養するものとして、カリキュラムを編成しております。新規登録会員には全7回の参加が推奨されます。なお、規則上は、全7回のうち3回以上の出席義務があります。

◆実施時期

クラス別研修は、各クラスにより開始月、実施月が異なります。

2017年12月14日～2018年1月中までに当会へ入会される方については、2018年1月16日・17日の集合研修受講時に具体的な配属先のクラスと日程をお知らせしますが、2017年2月以降に入会される方におかれましては、クラスが編成され次第、お知らせします。なお、具体的な実施月は、概ね以下の3通りになる予定です。本研修では、月に1回講義が実施され、全7回の講義を受講することになります。本研修を実施する時間帯は全クラス平日の18時30分～20時30分になります。

◆実施月のパターン（予定）

- ①2月頃、3月頃、4月頃、6月頃、7月頃、9月頃、11月頃
- ②3月頃、4月頃、5月頃、7月頃、9月頃、10月頃、12月頃
- ③5月頃、6月頃、7月頃、9月頃、10月頃、11月頃、12月頃

※実施月はあくまでも予定です。クラスの編成は、入会者数によって影響が出ますので、予定通りにならないことがありますのでご了承ください。

※2018年5月以降に入会される方は、クラスの編成状況により翌年（2019年）2月から開始予定のクラス別研修に参加いただく場合があります。ご了承ください。

5. 会務研修（委員会参加）

本研修は、弁護士会の会務活動の意義と重要性に関する認識を深めていただくことを目的として実施しています。会務研修では、当会の委員会に研修員または正委員（幹事、参与員）として出席していただきます。多くの委員会は、毎月1回のペースで開催されており、委員会の開催日は、委員会によって異なります。配属された委員会の全体会または部会に4回以上出席いただいた後、報告書を提出していただきます。

なお、本研修は、入会以降、研修員としての参加希望先委員会の調査を実施（2018年1月下旬～2018年3月上旬（予定））し、3月下旬を目途に配属先が決定されます。

※委員会配属にあたっては、希望調査の結果を勘案しますが、ご希望に沿えない場合があります。ご了承ください。

※「会務研修」は、「新規登録弁護士研修」の必修項目です。弁護士会における「会務活動等の義務」とは別の制度ですので、ご注意ください。

◆実施時期

① 2017年12月14日の一斉登録から2018年3月までに入会される方
2018年4月～2019年3月

② 2018年4月以降に入会される方
次年度（2019年4月～2020年3月の期間）に履修していただきます。

6. その他（任意参加の研修について）

上記の受講義務のある研修以外に、新規登録弁護士向けに任意参加の研修として、「家庭相談・クレサラ相談研修」と「刑事弁護研修（ゼミ形式＋実地研修＋経験交流）」を実施しています。

「家庭相談・クレサラ相談研修」の参加方法は、集合研修の受講時に配布する資料を参照してください。

「刑事弁護研修」は、当番弁護士・国選弁護人の待機名簿への登載要件となりますので、名簿への登載を希望される場合は、受講する必要があります。本研修の案内は各入会時期に併せてお知らせします。（2018年8月頃～11月頃に入会される方におかれましては、2019年1月以降の研修を受講いただくことになります。）

*問い合わせ先

家庭相談・クレサラ相談研修 東京弁護士会 法律相談課 TEL:03-3581-2206

刑事弁護研修 東京弁護士会 人権課 TEL:03-3581-2205

7. 注意点

新規登録弁護士研修は、所定期間内に必要な研修を履修できなかった場合、不利益措置（法律相談名簿等の登録の抹消、登録の停止、登録の拒否若しくは弁護士会内外の各種委員等への委嘱や推薦をしないこと。）がなされることがありますのでご留意下さい。

義務研修について、留学・長期入院等により所定期間内に受講できない正当な事由がある場合には、所定の書式に必要書類を添えて履修の猶予を申請してください。履修の猶予をご希望される場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

<<猶予終期目安>>

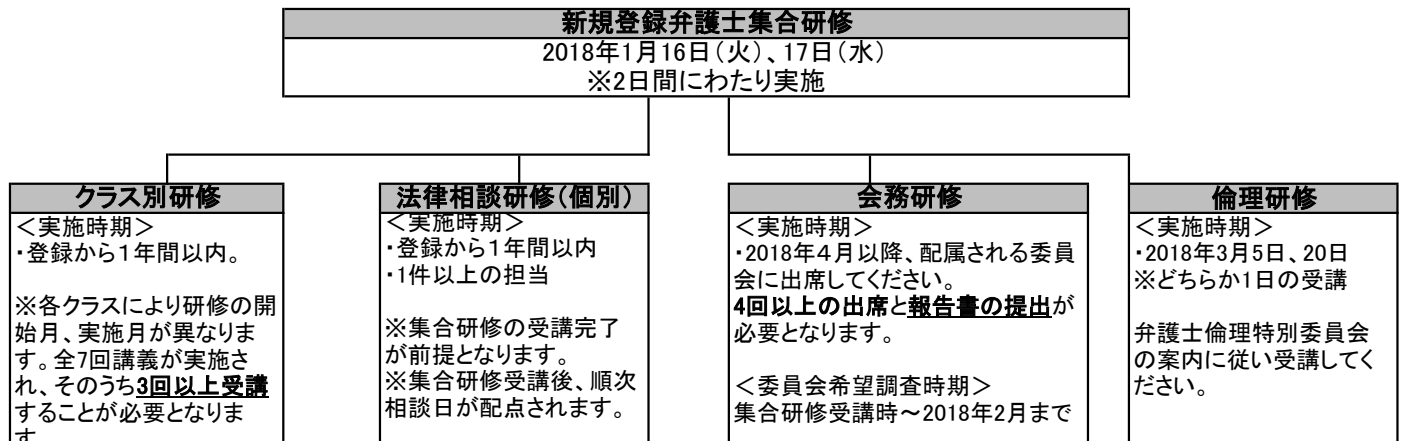
- (1) 病気で療養が必要な者：療養期間の終期まで
- (2) 出産前後で産休が必要な者：産休が必要と考えられる合理的期間まで
- (3) 海外留学予定者：留学期間の終期まで
- (4) 上記(1)(2)(3)に準じる事由のある者：必要と認める期間まで

*問い合わせ先

新人研修猶予申請について 東京弁護士会 業務課 TEL：03-3581-3332

東京弁護士会新規登録弁護士研修概要 (2017年12月14日～2018年1月中に入会した場合)

(受講義務のある研修のフローチャート)



新規登録弁護士研修日程

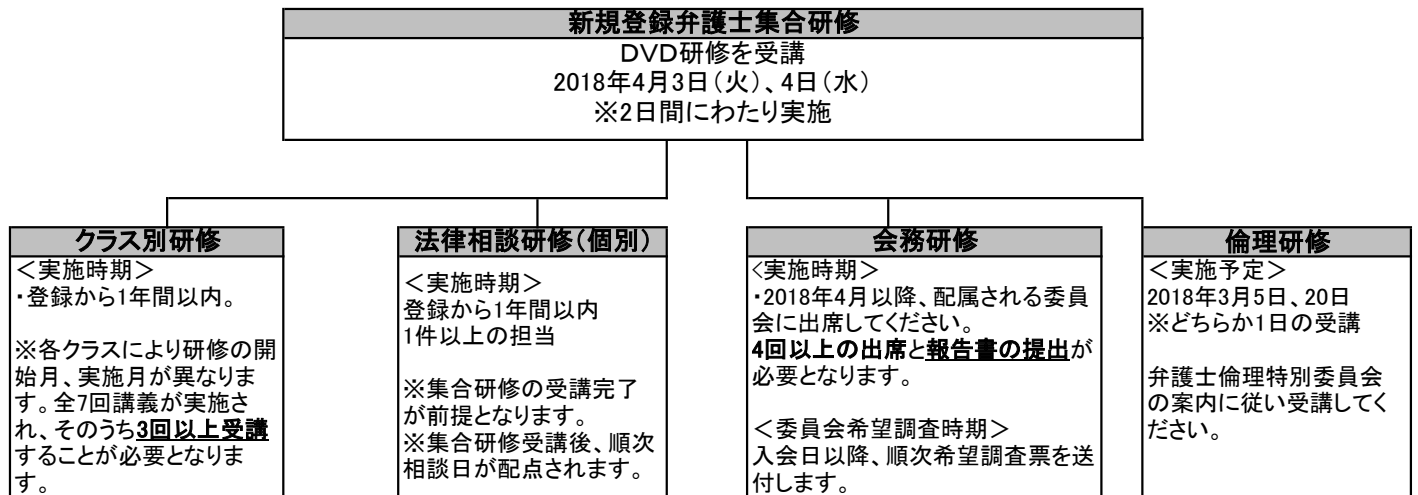
実施時期	集合研修 必修	クラス別研修 必修	法律相談研修 必修	会務研修 必修	倫理研修 必修
2018年1月	【受講】 集合研修 (1月16、17日) 2018年2月～3月に入会した会員向けのDVD研修 (2018年4月3日、4日)	【クラス配属の決定】 入会時期に応じ、クラス配属及び研修日程を決定の上、研修日が通知されます。(集合研修受講時に通知予定)	【配点】 集合研修受講後、順次相談担当日が配点されます。	【希望調査】 集合研修日以降、配属先の委員会希望調査開始 (調査期間:登録後～2018年2月)	【日程の通知】 弁護士倫理特別委員会から日時指定の上、受講日が通知されます。 (1月中旬～下旬頃通知予定)
2月		【受講】 新規登録弁護士クラス別研修は、各クラスにより開始月、実施月が異なります。全7回講義が実施され、そのうち 3回以上受講 することが必要。	※登録から1年間以内に履修 集合研修の受講完了が前提となります。	【所属委員会決定】 所属委員会決定 (2018年3月下旬) 【研修開始】 委員会所属(2018年4月～)会務研修履修期間開始 ※ 4回以上の出席と報告書の提出 が必要となります。	【受講】 倫理研修 (2018年3月5日、20日) ※どちらか1日の受講
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
11月					
12月					
2019年3月				【会務研修履修終了】 報告書提出	

※2018年1月実施の集合研修を欠席した場合は、原則、3月と4月に実施するDVD研修に参加ください(ただし、日程に差し支えがある場合は、図書館での個別DVD視聴により、受講いただきます)。

※上記に加え、任意研修として①クレサラ研修会(1項目以上受講)＋クレサラ相談研修(1回)、②刑事弁護研修(国選・当番・私選から1件受任＋経験交流会への出席)があります。

東京弁護士会新規登録弁護士研修概要 (2018年2月～2018年3月頃までに入会した方向け)

(受講義務のある研修のフローチャート)



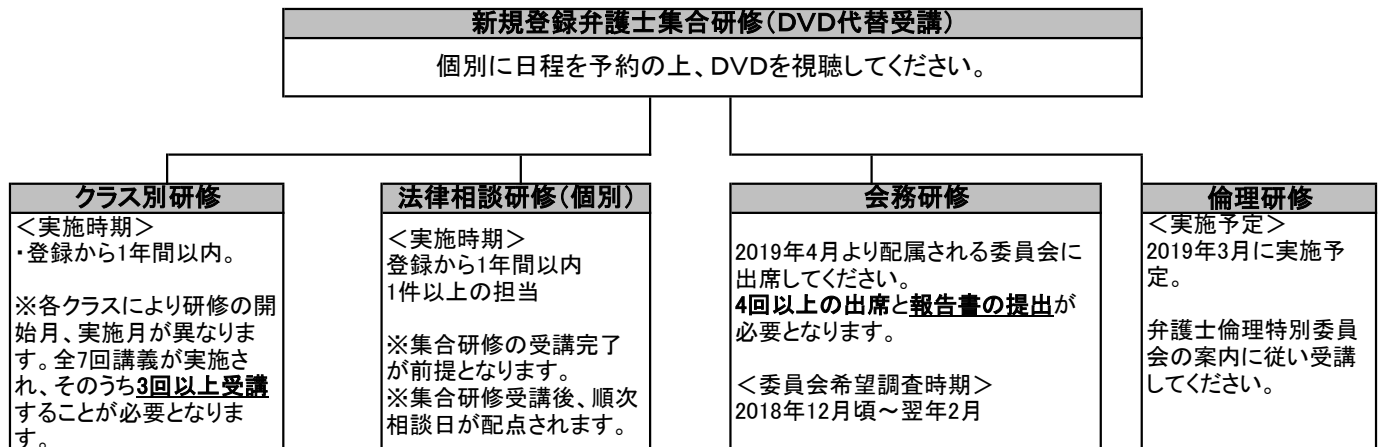
新規登録弁護士研修日程

実施時期	集合研修 必修	クラス別研修 必修	法律相談研修 必修	会務研修 必修	倫理研修 必修
2018年2月		【クラス配属の決定】 入会時期に応じ、クラス配属及び研修日程を決定の上、研修日が通知されます。	【配点】 集合研修受講後、順次相談担当日が配点されます。	【希望調査】 配属先の委員会希望調査開始 (調査期間:登録後～2018年2月)	
3月	【受講】 2018年2月～3月に入会した会員向けのDVD研修 (2018年4月3日、4日)	【受講】 新規登録弁護士クラス別研修は、各クラスにより開始月、実施月が異なります。全7回講義が実施され、そのうち 3回以上受講 することが必要。	※登録から1年以内に履修 集合研修の受講完了が前提となります。	【所属委員会決定】 所属委員会決定 (2018年3月下旬)	【受講】 倫理研修 (2018年3月5日、20日) ※どちらか1日の受講
4月				【研修開始】 委員会所属(2018年4月～)会務研修履修期間開始	
5月				※4回以上の出席と報告書の提出 が必要となります。	
6月					
7月					
8月					
9月					
11月					
12月					
2019年3月				【会務研修履修終了】 報告書提出	

※上記に加え、任意研修として①クレサラ研修会(1項目以上受講)＋クレサラ相談研修(1回)、②刑事弁護研修(国選・当番・私選から1件受任＋経験交流会への出席)があります。

東京弁護士会新規登録弁護士研修概要 (2018年4月～11月頃までに入会した方向け)

(受講義務のある研修のフローチャート)



新規登録弁護士研修日程

実施時期	集合研修 必修	クラス別研修 必修	法律相談研修 必修	会務研修 必修	倫理研修 必修
2018年4月	【受講】 個別DVD研修 <u>※登録から1年間以内に履修</u>	【クラス配属の決定・受講】 新規登録弁護士クラス別研修は、各クラスにより開始月、実施月が異なります。全7回講義が実施され、そのうち 3回以上受講 することが必要。 4月～5月頃までに入会される方は、 <u>クラスが編成され次第、通知します。</u> 5月以降に入会される方は、クラス編成状況により、 <u>2019年2月以降に開講するクラス別研修を受講いただく場合があります。</u> その場合、2019年1月頃に通知いたします。	【配点】 集合研修受講後、順次相談担当日が配点されます。 集合研修の受講完了が前提となります。 <u>※登録から1年間以内に履修</u>	【希望調査】 配属先の委員会希望調査開始 (調査期間:2018年12月頃～2019年2月)	
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
11月				【所属委員会決定】 所属委員会決定 (2019年3月下旬)	倫理研修 (2019年3月開催予定)
12月					
2019年2月				【研修開始】 委員会所属(2019年4月～)会務研修履修期間開始 ※4回以上の出席と報告書の提出が必要	
2019年3月					
2019年4月					
2020年3月				【会務研修履修終了】 報告書提出	

※上記に加え、任意研修として①クレササ研修会(1項目以上受講)＋クレササ相談研修(1回)、②刑事弁護研修(国選・当番・私選から1件受任＋経験交流会への出席)があります。